



県 章

# 滋賀県公報

平成 31 年（2019 年）  
3 月 14 日  
号 外 （ 2 ）  
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

○ 監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告.....	1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年 3月14日

滋賀県監査委員	高 木 健 三
〃	平 岡 彰 信
〃	奥 博 博
〃	北 川 正 雄

### 第 1 監査テーマ

個人情報の適正管理について

### 第 2 監査の目的

県が保有する個人情報については、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）および滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成17年4月1日付け副知事依命通達。以下「指針」という。）に基づき、適切に管理しなければならないこととされているところであるが、本年度においても個人情報の漏えい等の事案が複数発生しているところである。

個人情報条例等に基づき適切に管理されているか監査することにより、適正な事務の執行と適切なリスク管理に資することを目的とする。

### 第 3 監査執行対象機関名および監査執行年月日

個人情報を扱う全ての機関を対象とするが、年次的に分割して実施することとし、平成30年度は次の機関に対し監査を実施した。

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成31年 2月22日
政策研修センター	平成31年 1月21日
近代美術館	平成31年 2月22日
琵琶湖環境科学研究センター	平成31年 2月22日
琵琶湖博物館	平成31年 2月 7日
南部流域下水道事務所	平成31年 2月22日
北部流域下水道事務所	平成31年 2月22日
精神保健福祉センター	平成31年 2月22日
食肉衛生検査所	平成31年 2月22日
動物保護管理センター	平成31年 2月22日
中央子ども家庭相談センター	平成31年 2月 4日
彦根子ども家庭相談センター	平成31年 2月22日

大津・高島子ども家庭相談センター	平成31年2月22日
平和祈念館	平成31年1月28日
総合保健専門学校	平成31年2月22日
看護専門学校	平成31年2月22日
リハビリテーションセンター	平成31年2月22日
近江学園	平成31年2月22日
衛生科学センター	平成31年2月22日
淡海学園	平成31年2月22日
計量検定所	平成31年2月22日
工業技術総合センター	平成31年2月7日
東北部工業技術センター	平成31年1月29日
高等技術専門校	平成31年2月22日
男女共同参画センター	平成31年1月31日
病虫害防除所	平成31年2月1日
家畜保健衛生所	平成31年2月22日
農業技術振興センター	平成31年2月1日
畜産技術振興センター	平成31年2月22日
水産試験場	平成31年2月22日
北川水源地域振興事務所	平成31年2月22日
総合教育センター	平成31年2月22日
びわ湖フローティングスクール	平成31年2月22日
図書館	平成31年2月22日
河瀬中学校	平成31年2月22日
守山中学校	平成31年2月22日
水口東中学校	平成31年2月8日
膳所高等学校	平成31年2月22日
大津清陵高等学校	平成31年1月8日
堅田高等学校	平成31年2月22日
東大津高等学校	平成31年2月22日
北大津高等学校	平成31年2月5日
大津高等学校	平成31年2月22日
石山高等学校	平成31年1月8日
瀬田工業高等学校	平成31年2月22日
大津商業高等学校	平成31年1月21日
彦根東高等学校	平成31年1月10日
河瀬高等学校	平成31年2月22日
彦根工業高等学校	平成31年2月22日
彦根翔西館高等学校	平成31年2月22日
長浜北高等学校	平成31年2月22日
虎姫高等学校	平成31年2月22日
伊香高等学校	平成31年2月22日
長浜農業高等学校	平成31年2月22日
長浜北星高等学校	平成31年2月22日
八幡高等学校	平成31年2月22日
八幡工業高等学校	平成31年2月22日
八幡商業高等学校	平成31年2月22日
草津東高等学校	平成31年1月15日
草津高等学校	平成31年2月22日
玉川高等学校	平成31年2月4日
湖南農業高等学校	平成31年2月22日

守山高等学校	平成31年2月22日
守山北高等学校	平成31年2月22日
栗東高等学校	平成31年2月22日
国際情報高等学校	平成31年2月22日
水口高等学校	平成31年2月22日
水口東高等学校	平成31年2月8日
甲南高等学校	平成31年2月22日
信楽高等学校	平成31年2月22日
野洲高等学校	平成31年2月22日
石部高等学校	平成31年2月22日
甲西高等学校	平成31年2月8日
高島高等学校	平成31年2月22日
安曇川高等学校	平成31年2月22日
八日市高等学校	平成31年1月24日
能登川高等学校	平成31年1月22日
八日市南高等学校	平成31年1月24日
伊吹高等学校	平成31年2月22日
米原高等学校	平成31年1月29日
日野高等学校	平成31年2月22日
愛知高等学校	平成31年1月22日
盲学校	平成31年2月22日
聾話学校	平成31年1月15日
北大津養護学校	平成31年2月5日
鳥居本養護学校	平成31年1月17日
長浜養護学校	平成31年2月22日
長浜北星高等養護学校	平成31年2月22日
草津養護学校	平成31年2月22日
守山養護学校	平成31年2月22日
甲南高等養護学校	平成31年2月22日
野洲養護学校	平成31年2月22日
三雲養護学校	平成31年2月22日
新旭養護学校	平成31年1月25日
八日市養護学校	平成31年2月22日
愛知高等養護学校	平成31年1月22日
甲良養護学校	平成31年2月22日
大津警察署	平成31年2月22日
草津警察署	平成31年2月22日
守山警察署	平成31年2月22日
甲賀警察署	平成31年2月22日
近江八幡警察署	平成31年1月31日
東近江警察署	平成31年1月28日
彦根警察署	平成31年2月22日
米原警察署	平成31年1月17日
長浜警察署	平成31年2月22日
木之本警察署	平成31年2月22日
高島警察署	平成31年1月25日
大津北警察署	平成31年2月22日

(注) 平成31年2月22日の監査執行は書面監査による。

- 1 個人情報の作成、取得の方法および内容は適切か。
  - (1) 本人から取得しているか。（本人以外のものから取得する場合であっても法令等に基づいて適正に取得されているか。）
  - (2) 作成、取得する内容は、利用目的に照らして必要最小限のものとなっているか。
- 2 個人情報の維持管理の方法は適切か。
  - (1) 定められた場所に整頓して維持管理されているか。
  - (2) 個人が所有する機器で維持管理されていないか。
- 3 個人情報の利用、提供は適切か。
  - (1) 利用目的以外に利用、提供されていないか。
  - (2) 個人情報の利用権限を有する職員は必要最小限に限定されているか。
- 4 個人情報の安全確保策は採られているか。
  - (1) 外部への送付、持ち出し等をする場合の保護管理者の指示は適切か。
  - (2) 個人情報を記したデータについてはパスワード設定等がされているか。

#### 第 5 監査の実施方法

監査対象機関から提出された個人情報の管理状況等を記載した行政重点監査調書に基づき、事務局調査員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ委員監査を実施した。委員監査は関係職員との対面または書面により実施した。

#### 第 6 監査の結果および意見

##### 1 監査結果

##### (1) 個人情報の把握の状況について（条例第12条関係）

##### ア 個人情報取扱事務登録簿の作成

個人情報を適切に管理するためには、どのような個人情報を保有しているか組織的に把握しておく必要があると考えられる。

条例では、実施機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）自らが、その管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに、県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また、自己情報の開示請求を適切に行うことができるようにすることを目的として、「個人情報取扱事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を作成することとされている。

しかしながら、個人情報を特定の個人を検索し得る状態で保有しているにもかかわらず登録簿が作成されていない事例、または既存の登録簿における記録項目欄の記載事項と当該機関が実際に保有している個人情報に齟齬が生じている事例が72機関で見受けられた。

また、登録簿の記録項目欄以外の記載事項に不備があった事例が2機関、旧様式により登録簿が作成されていた事例が1機関で見受けられた。

##### イ 個人情報取扱事務登録簿の備置き

また、作成した登録簿は、実施機関の窓口に着用し、利用者が自由に閲覧できる状態にしておかなければならず、その方法について、「個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領」（平成7年8月7日制定）では、地方機関にあつては、当該機関で作成した登録簿を着用し、一般の閲覧に供するものとしているが、当該機関で作成した登録簿が、一般に閲覧できる状態で着用されていなかった事例が9機関で見受けられた。

##### (2) 個人情報の作成、取得の状況について（条例第6条関係）

条例では、不必要な個人情報の取得や個人情報の不適正な取得による個人の権利利益の侵害を防止するため、個人情報を取り扱う最初の段階である取得の時点において、原則として本人から取得するなど、取得方法、取得先および取得内容について、一定の制限を設けている（条例第6条第1項）。

特に、思想、信条および宗教という内心の自由に関する個人情報や人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等、当該情報が不適正に取り扱われた場合に、個人の権利利益を侵害する危険性が特に高いものは、原則として取得することを禁止するとともに、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める

場合に限り当該情報を取得することが認められている（条例第 6 条第 2 項）。

事業の実施に当たり、法令等に基づかずに病歴、障害に関する個人情報の氏名をイニシャルにして取得していた事例が 1 機関で見受けられた。条例では、個人情報は特定の個人を識別できるものとされていることから、当該機関はイニシャルにより当該情報を取得すれば条例の適用を受けないものと判断していたが、学校名等他の情報と組み合わせることにより、イニシャルであっても個人を識別できる可能性がある。滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴く手続の要否を確認したところ、当該機関にとって必要な情報は要配慮者の数および配慮内容であって、個人を識別する必要はないので、イニシャルの取得を止めるとのことであった。事務に必要な個人情報の取扱い範囲は実施機関において定められるべきものであるが、個人情報保護への過剰反応により必要な情報の取得を逸することで適切な事務の執行の妨げにならないよう、条例等に基づき個人情報を適切に取り扱っていく必要があると考える。

(3) 個人情報の維持管理の状況について（条例第 7 条関係）

保有個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし公文書に記録されているものに限る。以下同じ。）が記録されている媒体については、保護管理者（保有個人情報等を取り扱う各課室・所等に一人置くものとされ、当該課室・所等の長またはこれに代わる者であって、各課室・所等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる者をいう。以下同じ。）の指示に従い、定められた場所に保管しなければならないが（指針第 5 - 6）、本年度監査した限りにおいては、結果として記載すべき特段の事項はなかった。

また、個人が所有する機器で保有個人情報を維持管理することは、そこに記録されるデータが所属で管理ができないことから原則禁止されている。監査対象機関が組織的に利用するものとして保有している個人情報を、個人が所有する機器で維持管理している事例は見受けられなかったが、多くの県立学校において、部活動指導等の校外活動における緊急連絡のため、学校長の許可のもと、教員個人が所有する携帯電話等に生徒の電話番号等の個人情報を登録している実態があった。

(4) 個人情報の利用および提供の状況について（条例第 8 条関係）

利用目的以外の目的のために保有個人情報が利用や提供がされた場合には、他人に知られたくない情報が本人の予期しない形で流通するなどの個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第 8 条では、県の機関が保有する個人情報の利用および提供については、利用目的以外の利用および提供を原則として禁止されており、他方で合理的な理由がある場合には、例外的に目的外の利用および提供ができることとされている。また、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供する場合にあっては、個人の権利利益を保護するため、提供先に必要な措置を講ずることを求めることが定められているが、本年度監査した限りにおいては、結果として記載すべき特段の事項はなかった。実施機関以外へ保有個人情報を提供している事例が少なかったことも考えられ、来年度の監査において、抽出する範囲を拡充するなどし、引き続き監査する。

(5) 個人情報の安全確保策の状況について（条例第 7 条、第 10 条関係）

個人情報が正確なものでなかったり、外部に漏えいされたり、不当に改ざん、加工された場合、当該個人についての正しい認識が阻害されたり、個人の秘密が保護されないなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、条例第 7 条では、実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされており、指針において、保有する個人情報の取扱い等について定められている。

ア 複製等の制限

指針では、保有個人情報を複製、送信、送付、持ち出し等を行う行為は、個人情報の盗用などの不正使用や漏えい、紛失等の危険性を高めるため、職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うこととされているが（指針第 5 - 4）、当該機関の施設内でのみ使用することを理由に、秘匿性の高い情報の複製に係る許可等の手続が取られていない事例が 3 機関、個人情報の持ち出しについては保護管理者の許可を受けなければならないところ、保護管理者ではない者の許可で持ち出しが行われている事例が 6 機関、資格に係る登録証の宛先を誤って送付した事例が 1 機関で見受けられた。

イ 媒体の管理

保有個人情報の不正使用や漏えい、紛失を防止するためには、情報の秘匿性に応じて、電子媒体にあっては複製を電子的に不可能とする措置や、パスワードを設定することにより無権限者の利用を阻む措置が講じられるべきである。また、指針では、保護管理者が必要であると認めるときは、保有個人情報が記録されて

いる媒体を保管する場所は施錠等を行うことが定められているが、秘匿性の高い情報を無施錠のロッカーで保管している事例が1機関で見受けられた(指針第5-6)。

#### ウ 業務の委託等

条例では、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとされており、指針において、保有個人情報の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合には、「個人情報取扱業務委託基準」により受託者および指定管理者やその従事者等にも一定の義務を課すことで、個人情報保護対策の一貫性を確保し、個人情報の保護の徹底を図ることとしている(指針第6-5)。個人情報取扱業務委託基準では、秘密保持、再委託の禁止、安全確保等の受託者が個人情報を取り扱うに当たって遵守しなければならない特記事項を契約書等に記載しなければならないとされているが、契約書に当該特記事項の記載がない事例が1機関で見受けられた。

#### (6) その他

県立学校では、組織的に利用するものとして保有している個人情報のほかにも、教員が、生徒等から直接電話番号、メールアドレス等の連絡先を取得し、当該教員の携帯電話等に登録している実態がある。これらの個人情報は、実施機関が組織的に利用することを目的として取得しているものとは言い難いものもあるが、条例第11条においても、職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことが規定されており、当然に適切に管理されるべきものと考えられる。

県立学校では、「県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針」により、携帯電話やスマートフォン等に生徒の個人情報を登録しないことを義務付けており、やむを得ない場合は、書面により校長の許可を得て登録することが定められている。許可の手続が全くされていないなど明らかに適正を欠くと思われる事例は本年度監査した限りにおいては確認されなかったが、各県立学校において、その許可書類の様式、許可の方法等に違いが見受けられた。

## 2 意見

### (1) 個人情報の記録媒体の持ち出し時における管理の徹底について(彦根子ども家庭相談センター)

児童虐待に係る情報提供資料を持って複数の児童宅を訪問する間に、当該資料を一時的に紛失した事例が平成30年6月に発生している。

当該資料に示された情報は、虐待を受けているおそれのある児童の氏名やその保護者に係る情報や通報者に係るものであり、これらは、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性を有する極めて秘匿性が高いものである。

当該資料については回収されており、現在のところ流出による関係者の被害は確認されていないとのことであるが、極めて秘匿性の高い情報を扱っていることを十分認識する必要がある。

については、事務所の外に資料を持ち出す場合には、その必要性、内容を十分精査するとともに、移動の際の所持の確認を徹底され再発の防止に努められたい。

### (2) 個人情報の取得目的の精査と個人情報取扱事務登録簿の適切な作成について(教育委員会)

1 (1) で記載したとおり、全ての県立学校において、登録簿が作成されていない事務、または既存の登録簿における記録項目と実際に保有している個人情報に齟齬が生じている事務が見受けられた。

条例第12条に規定する個人情報取扱事務の登録および閲覧について必要な事項を定めた「個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領」では、同種の地方機関に共通する事務で、本庁から独立して当該地方機関の権限で処理する事務に係る登録簿は、当該事務を統括し、または指導する本庁主管課の長が作成することとされていることに対し、地方機関の固有の事務は、当該事務を所掌する地方機関の長が作成することとされている。各県立学校で登録簿が適切に作成されていない理由の一つとして、教育委員会事務局関係課および県立学校が一の実施機関(教育委員会)として登録簿を作成し、供覧しなければならない認識が不十分であったことが考えられる。

また、条例第5条では、実施機関が個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないこと、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないことが定められているが、登録簿が適切に作成されていない事務は、保有している情報が目的の達成に必要な範囲であるかどうか、県民から判断することができない状況である。特に県立学校において入学時に生徒から取得している個人情報について、学校により取得している情報の項目が異なっているが、取り扱う個人情報が事務の目的の達成に真に必要なものか十分精査する必要がある。

については、各県立学校においては、現在保有している個人情報が目的の達成に必要な範囲であるかどうか十

分精査の上、教育委員会事務局関係課と十分協議を行い、実施機関(教育委員会)として早急かつ適切に登録簿を整備されたい。

(3) 個人情報の記録された媒体の適正な管理の徹底について(盲学校)

生徒1名に持ち帰らせた宿題のプリント冊子に、児童生徒の個人情報が記載された会議資料を誤って混入させた事例が平成30年6月に発生している。誤って混入させた個人情報は、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性を有する極めて秘匿性が高いものである。

については、極めて秘匿性の高い情報を扱っていることを十分認識し、その情報が記録された媒体の適正な管理を徹底するとともに再発防止に努められたい。

3 来年度の監査に向けての着眼点

「個人情報の適正管理」をテーマに行う行政重点監査は、年次的に区分して監査することとしており、本年度は、県立学校、警察署、その他の機関を対象に監査した。来年度は本庁の機関および地方行政機関を対象に監査する予定である。

本年度の監査を通して、次のような実態が見受けられたが、(1)に関しては、同種の事務を行っている地方機関が複数存在する事務に共通するものであり、また(2)から(5)までに関しては県立学校の全てあるいは大多数に共通するものであることから、来年度に実施する個人情報保護事務を統括し指導する機関および教育委員会事務局に対する監査において、特に留意して引き続き監査することとする。

また、(6)に示すように、その他本年度の監査において十分な事例を見ることができなかったものについても抽出の範囲を拡充するなどし、引き続き監査することとする。

(1) 登録簿の作成主体

「個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領」では、地方機関が固有事務に係る登録簿を作成したときは、その写しを本庁主管課に送付することになっているが、本庁主管課の長が地方機関の共通事務に係る登録簿を作成したときには、当該地方機関に登録簿を送付する定めになっていない。

実際に、多くの県立学校で共通して行われている事務の登録簿が適正に作成されていない現状が見受けられたところであるが、登録簿の作成の趣旨の一つが、実施機関自ら、その管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするところからすると、事務を統括し、または指導する本庁主管課と個人情報を取り扱う地方機関の双方が、個人情報取扱事務登録簿の内容を熟知すべきと考えるが、現在の運用が適当であるかどうか。

(2) 県立学校における生徒の個人情報の管理のあり方

県立学校では、生徒の個人情報について、住所、氏名、保護者氏名、緊急連絡先などの情報を、それぞれ事務の目的ごとに定めた紙媒体の様式により提出を求めていることから、重複して個人情報を取得したり、それぞれ担務ごとに紙媒体で保管、維持管理が行われている状況があるが、校務ネットワーク端末が1教員に1台整備されている中で、効率性の観点から適当であるか。

(3) 県立学校における個人情報の持ち出し

県立学校では、試験の採点作業を行うために、教員が自宅に答案を持ち帰って作業している実態がある。答案用紙の持ち出しを行う行為については、その許可に当たっての事務手続が学校によって異なっているものの、持ち出しをする場合の許可の手続が取られていない学校は見受けられなかった。

しかしながら、学校外に持ち出した際に生じた事例ではないものの、答案用紙の紛失事例も平成29年度で2件発生しており、学校外に個人情報を持ち出す行為は、リスクが高い行為であるにもかかわらず、許可書類の様式およびその記載内容、保護管理者として確認すべき事項などが各県立学校によって異なっている状況が見受けられるが、個人情報の外部への持ち出しを管理する仕組みが学校により異なることが適当かどうか。

(4) 私有機器(携帯電話等)による生徒の個人情報の登録

「県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針」では、携帯電話やスマートフォン等に生徒の連絡先等の個人情報を登録することを原則禁止している。ただし、やむを得ない場合は、書面により校長の許可を得て登録することとしており、実態として、部活動の対外試合、修学旅行等の校外活動時の緊急連絡のため、ほとんどの学校において教員の私有機器に生徒の連絡先等の個人情報が登録されていたが、生徒の連絡先等が登録された携帯電話等の私有機器を紛失した事例が、平成29年度に1件、平成30年度に2件発生しており、相応の安全確保の措置をとることが求められる。

しかしながら、その許可の様式や態様は学校により異なっており、不要となった際の当該情報の削除の確認等についても徹底されていない学校も見受けられた。また、一部の学校では、LINE等のSNSの登録も認められていたが、メールアドレスと比較するとインターネット上でより広範囲に情報が流出するリスクが高い

ものと考えられる。また、教員が個人所有する機器で連絡することで、教員の私的な連絡先を、生徒へ提供することにもなるが適当かどうか。

(5) 緊急時等の県立学校からの生徒、保護者への連絡手段

緊急時等における県立学校から生徒または保護者への情報提供において、一部の学校では民間事業者のメール配信サービスが利用されていた。個人情報を取り扱う事務を外部の者に委託する場合は、「個人情報取扱業務委託基準」により行うこととされているが、このような場合には、学校とサービス業者とは契約関係にはないことから、この基準は適用されない。

しかしながら、学校から保護者にこのサービスの利用を勧めており、仮に当該サービス業者において情報流出事故が起こった場合に県の責任が明確ではないが、現状の取扱いが適当かどうか。

(6) その他

本年度の監査では、実施機関以外のものに対して保有個人情報を提供している事務や、保有個人情報の取り扱いを伴う業務を外部に委託している事務が少なかったとも考えられ、より多角的に課題等を検証するために十分な事例を抽出した上で、これらの事務が条例、指針等に基づき適正に行われているか。